

クランク室逃し弁の使用承認試験に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領
(日本籍船舶用)

改正事項

クランク室逃し弁の使用承認試験に関する事項

改正理由

クランク室逃し弁の使用承認試験に関する IACS 統一規則 M66 については、2005 年の規則改正により「船用材料・機器等の承認及び認定要領第 6 編 10 章」に取入れている。

その後、IACS は業界から提出されたコメントに基づいて承認試験の方法について見直しを行い、本統一規則の改正を行った。

今般、これらの改正事項を取入れるべく関連規定を改めた。また、同型式のクランク室の逃し弁の承認方法に関する要件を定めた。

改正内容

- (1) クランク室逃し弁の承認試験における試験方法及び試験設備に関する要件を改めた。
- (2) 同型式のクランク室逃し弁の取扱いに関する要件を定めた。
- (3) 鋼船規則 D 編 2.4.3 に定める「承認された形式の逃し弁」とは、船用材料・機器等の承認及び認定要領第 6 編 10 章に従って承認を受けたものである旨を検査要領に明記した。